

「つみたてプラン約款」新旧対照表

平成28年2月

平成28年2月12日より「つみたてプラン約款」を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
<p>第5条 申込者は、指定投資信託の買付に充てるため、毎月、あらかじめ申込者が当社所定の手続により申し出た一定の金額(以下「払込金」といいます。)を当社における取引口座へ払込むものとします。</p> <p>2 払込金は、<u>1,000円以上1,000円単位</u>の金額とします。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>第5条 申込者は、指定投資信託の買付に充てるため、毎月、あらかじめ申込者が当社所定の手続により申し出た一定の金額(以下「払込金」といいます。)を当社における取引口座へ払込むものとします。</p> <p>2 払込金は、10,000円以上1,000円単位の金額とします。<u>ただし、1投資信託当りの払込金については、1,000円以上1,000円単位の金額で申し出ることができるものとします。</u></p> <p>3 (省略)</p>
<p>第6条 当社は、申込者の払込によって生じた預り金をもって、当該指定投資信託の買付を行うこととします。</p> <p>2 前項の買付は、原則として引落日の3営業日後の日に買付の申込があったものとして取扱います。<u>なお、買付の申込を行う日が当該指定投資信託の休業日に当たる場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行うものとします。また、投資信託委託会社が当該指定投資信託の買付の申込の受付を中止または取消した場合には、原則として翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行うものとします。</u></p> <p>3 (省略)</p>	<p>第6条 当社は、申込者の払込によって生じた預り金をもって、当該指定投資信託の買付を行うこととします。</p> <p>2 前項の買付は、原則として引落日の3営業日後の日に買付の申込があったものとして取扱います。<u>ただし、投資信託委託会社が当該指定投資信託の買付の申込の受付を中止または取消した場合には、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行うものとします。</u></p> <p>3 (省略)</p>
<p>第10条 対象投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を対象投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社は当該対象投資信託を指定投資信託としている申込者に遅滞なく通知するものとします。</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>2 申込者の指定投資信託が前項により対象投資信託から除外された場合、当社は申込者の払込金について、当該指定投資信託に係る払込金を含まない額に変更されたものとして取扱います。</p>	<p>第10条 対象投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を対象投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社は当該対象投資信託を指定投資信託としている申込者に遅滞なく通知するものとします。</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>2 申込者の指定投資信託が前項により対象投資信託から除外された場合、当社は申込者の払込金について、当該指定投資信託に係る払込金を含まない額に変更されたものとして取扱います。<u>この場合、払込金に関する第5条第2項の規定については適用されないものとします。ただし、この場合においても、申込者が以降の指定内容の変更を行う場合については、払込方法の変更を除き、払込金に関する第5条第2項の規定に従うものとします。</u></p>
<p>第14条 申込者が、つみたてプランとは別に預貯金口座からの自動引落等により株式投資信託の定時定額の買付(以下「定期買付」といいます。)を行っている場合は、当社はつみたてプランの申込により当該定期買付の解除の申し出があったものとして取扱います。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (削除)</p>	<p>第14条 申込者が、つみたてプランとは別に預貯金口座からの自動引落等により株式投資信託の定時定額の買付(以下「定期買付」といいます。)を行っている場合は、当社はつみたてプランの申込により当該定期買付の解除の申し出があったものとして取扱います。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定投資信託を既に保有している、または保有していた申込者が、当該指定投資信託を新たに買付する場合には、<u>当該指定投資信託に係る目論見書の交付を受けないことについて同意があったものとします。</u></p>
<p>(2016年2月12日改定)</p>	<p>(2015年2月27日改定)</p>